

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	圧縮水素充填設備設置給油取扱所における圧縮水素の充填及び給油のための停車スペースの共用化並びに液化水素昇圧ポンプを給油取扱所に併設する場合の技術上の基準の整備
担当部局	総務省消防庁予防課危険物保安室
評価実施時期	令和元年7月
電話番号	03-5253-7524
e-mail	fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】 水素スタンドを給油取扱所に併設する場合には、水素充填のための停車スペースと給油のための停車スペースを区分けし、火災対策としてガソリンが水素充填のための停車スペースに流入しないように溝等を設けることとしている。また、今般、液化水素を液体のままポンプにより高圧に昇圧した後に気化させることで高圧の圧縮水素を製造する方法(液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンド)が実用化されたが、給油取扱所に設置することは想定されていない。 現在の規制を維持する場合、事業者は水素充填と給油のための停車スペースを区分けして整備し、敷地を確保する必要性が生じるとともに、液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドを給油取扱所に併設することができない。これは継続的な課題であることから、現行の規制を維持する状況をベースラインとする。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】 事業者は水素充填と給油のための停車スペースを区分けして整備し、敷地を確保する必要性が生じるとともに、液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドを給油取扱所に併設することができないという課題がある。</p> <p>【規制の内容】 次の安全対策を講ずる場合又は軽油のみを取り扱う固定給油設備である場合は、停車スペースの共用化を可能とする。 ① 水素充填のための停車スペースへのガソリンの流入防止対策 ② 給油設備からのガソリン流出の防止・低減対策 ③ 事故時における給油の緊急停止 また、液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドについても、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずることなどにより、給油取扱所に併設することを可能とする。</p>
規制の費用	<p>(遵守費用) 現在、新規に水素スタンドを給油取扱所に併設する場合には、水素スタンドと給油取扱所の間に溝等を設けるための費用(敷地の大きさや施工業者等によるが、7m×10mの敷地の場合300万円程度)や審査手数料が発生する。今回の規制緩和による停車スペースの共有化を行う場合には、水素スタンドと給油取扱所の間に溝等を設ける必要はないが、審査手数料に加えて、ガソリン流出防止・低減対策等のために傾斜等を設けるための費用(敷地宇の大きさや施工業者等によるが、7m×10mの敷地の場合300万円程度)が発生することとなる。</p> <p>(行政費用) 水素充填と給油のための停車スペースの共用化及び液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドの給油取扱所への併設を行う場合、市町村長等には設置又は変更許可の申請に対する審査及び完成検査に係る費用が発生するが、これらの費用は各地方公共団体の条例に定めるところにより危険物施設の所有者等から手数料として徴収される。</p>
規制の効果(便益)	<p>(直接的効果(便益)) 停車スペースの共用化が可能となることにより、事業者にとっては新たな敷地確保の負担が軽減される。</p> <p>(副次的・波及的な影響) 水素充填と給油のための停車スペースの共有化及び液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドの給油取扱所への併設が可能となることで、都市部など土地に余裕がない地域でも水素スタンドの増設が可能となり、ひいては燃料電池自動車の普及に寄与するものと考えられる。</p>
費用と効果(便益)の関係	<p>水素スタンドの設置に当たっては、審査費用など一定の費用は発生するが、給油取扱所と水素スタンドの併設が可能になることで、新たな敷地を確保して溝等を設けるコストが削減でき、また、規制緩和前の従来の事業形態との選択が可能となり、事業者の経営判断の幅を広げることとなることから、便益が費用を上回るものと考えられ、本規制緩和は妥当であると言える。</p>
その他関連事項	<p>【事前評価の活用状況】 前述の「水素スタンドの多様化に対応した給油取扱所等に係る安全対策のあり方に関する検討会」で取りまとめられた報告書を踏まえ、水素スタンドを併設する給油取扱所の実態に即して、本件の改正を行うものである。 ○水素スタンドの多様化に対応した給油取扱所等に係る安全対策のあり方に関する検討会 【https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/kento227.html】</p>
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】 改正危規則等の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 スペースの共有化及び新たな形態の水素スタンドの設置を行った事業者に、必要に応じて聞き取りを行う。</p>
備考	